



○ 別表十六（一）「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号	00013	「32」の欄の金額
	第42条の5第6項 (同条第1項第1号)	00014	
	第42条の5第1項第2号	00017	
	第42条の5第6項 (同条第1項第2号)	00018	
	第42条の5第1項第3号	00021	
	第42条の5第6項 (同条第1項第3号)	00022	
	第42条の5第1項第4号	00025	
	第42条の5第6項 (同条第1項第4号)	00026	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第42条の7第1項第1号	00045	
	第42条の7第1項第2号	00048	
	第42条の7第1項第3号	00051	
	第42条の7第1項第4号	00054	
	第42条の7第1項第5号	00057	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第 42 条の 7 第 1 項第 6 号	00060	「32」の欄の金額
	第 42 条の 7 第 1 項第 7 号	00063	
	第 42 条の 7 第 1 項第 8 号	00066	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第 42 条の 10 第 1 項	00082	
公害防止用設備の特別償却	第 43 条第 1 項第 1 号	00087	
船舶の特別償却	第 43 条第 1 項第 2 号	00090	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第 43 条の 2 第 1 項	00093	
地震防災対策用資産の特別償却	第 44 条第 1 項	00096	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第 44 条の 2 第 1 項	00099	
事業革新設備等の特別償却	第 44 条の 3 第 1 項	00102	
	第 44 条の 3 第 2 項	00105	
	第 44 条の 3 第 3 項	00108	
共同利用施設の特別償却	第 44 条の 4 第 1 項	00111	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	第 44 条の 5 第 1 項	00114	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 45 条第 1 項第 1 号イ	00117	
	第 45 条第 1 項第 1 号ロ	00120	
	第 45 条第 1 項第 1 号ハ	00123	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第 45 条第 1 項第 1 号ニ	00126	「32」の欄の金額
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 45 条第 1 項第 2 号	00129	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第 45 条第 1 項第 3 号	00132	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第 45 条第 1 項第 4 号	00135	
医療用機器等の特別償却	第 45 条の 2 第 1 項第 1 号	00138	
	第 45 条の 2 第 1 項第 2 号	00141	
	第 45 条の 2 第 1 項第 3 号	00144	
	第 45 条の 2 第 2 項	00147	
	第 45 条の 2 第 3 項	00150	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第 46 条第 1 項	00153	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第 46 条の 2 第 1 項	00156	
	第 46 条の 2 第 2 項第 1 号	00159	
	第 46 条の 2 第 2 項第 2 号	00162	
	第 46 条の 2 第 2 項第 3 号	00165	
	第 46 条の 2 第 2 項第 4 号	00168	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第 46 条の 3 第 1 項	00171	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業所内託児施設等の割増償却	第46条の4第1項	00174	「32」の欄の金額
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	00177	
特定再開発建築物等の割増償却	第47条の2第1項	00180	
倉庫用建物等の割増償却	第48条第1項	00183	

○ 別表十六（一）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」（特別償却不足額）又は「第4項」（合併等特別償却不足額）	00187	「33」の欄の金額